

犬・猫の引取り及び収容並びに処分の状況

年度	犬										猫														(犬・猫)合計									
	引取り数									処分数(下段は幼齢個体内数)						引取り数									処分数(下段は幼齢個体内数)					引取り数	処分数			
	飼い主から			所有者不明			合計			返還数	譲渡数	殺処分数※				飼い主から			所有者不明			合計			返還数	譲渡数	殺処分数※				返還数	譲渡数	殺処分数	
	成熟個体	幼齢個体	計	成熟個体	幼齢個体	計	成熟個体	幼齢個体	計			①	②	③	計	成熟個体	幼齢個体	計	成熟個体	幼齢個体	計	成熟個体	幼齢個体	計			①	②	③					計
平成30年	8	0	8	51	0	51	59	0	59	36	22	2	0	0	2	38	23	61	42	236	278	80	259	339	6	182	56	61	25	142	398	42	204	144
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	149										20	61	24	105						
令和元年	7	0	7	38	0	38	45	0	45	29	9	7	0	0	7	60	25	85	29	221	250	89	246	335	3	216	72	21	28	121	380	32	225	128
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	151										53	19	28	100						
令和2年	10	1	11	34	0	34	44	1	45	26	20	1	0	0	1	93	10	103	64	243	307	157	253	410	9	289	44	53	6	103	455	35	309	104
	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	184										6	53	5	64						

※殺処分の分類は以下の通り。

分類①: 譲渡することが適切ではない(治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等)と判断された動物の殺処分

分類②: ①以外の殺処分

分類③: 引取り後の死亡

注)

・引取り数の所有者不明の成熟個体には、狂犬病予防法に基づく抑留が含まれる。

・処分数(返還・譲渡・殺処分)については下段が幼齢個体内数となる。

・幼齢個体とは主に離乳していない個体を示す。

・前年度から繰入れ、及び翌年度へ繰越しの個体を含むため、引取り数の合計と処分数の合計は一致しない。